

くらわんこ部 (通称わんこぶ)

部則

- 第1条 名称を「くらわんこ部」、通称を「わんこぶ」とする(以下わんこぶという)。
- 第2条 わんこぶは枚方文化観光協会のキャラクター「くらわんこ」を応援し、枚方のPRとイメージアップを図ることを目的とする。
- 第3条 この部則において、わんこぶ部員(以下「部員」という)とは、次の各号全てに該当する者をいう。
- (1) わんこぶの目的に賛同する個人
 - (2) 本部則を承諾し、入部を承認された者
- 第4条 部員となることを希望する者は、別に定める入部届を特定非営利活動法人枚方文化観光協会(以下「当協会」という)に提出しなければならない。提出された入部届は当協会において審査の上、承認する。承認された者には、部員番号及び部員名を記したくらわんこ部部員証(以下「部員証」という)を発行する。
- 第5条 部員の有効期限は部員として承認された日から、わんこぶを解散する日または第9条の規定により部員の資格を取り消された日までとする。
- 第6条 当面の間入部するための部費は無料とする。有料となる場合は必ず確認の上継続または退部とする。
- 第7条 部員は以下の特典を受けることができる。
- (1) 部員証の発行
 - (2) メールマガジンの送付
 - (3) くらわんこ関連イベントの優先案内
 - (4) キャラクターグッズの通信販売
- 第8条 わんこぶの退部は部員からの届け出によるものとする。ただし次条の規定により部員の資格を取り消された場合は当該届出によらず自動的に退部となるものとする。
- 第9条 次の各号いずれかに該当することが確認できた場合は、部員の資格を取消すものとする。
- (1) 部員が本部則に違反した時
 - (2) 部員として不適当であると認める時
 - (3) 部員が存続しなくなったとき
- 第10条 わんこぶは部員の個人情報部員管理、運営、及び活動のために必要な範囲に限って利用するものとする。
- 第11条 わんこぶの運営及び事務を処理するため、枚方文化観光協会に事務局を置く。
- 付則 この部則はわんこぶ発足の日から施行する。



くらわんこ部 部員証



枚方文化観光協会キャラクター「くらわんこ」を応援し、一緒に盛り上げていく参加型くらぶ活動。活動内容は各部員の自由(ただし、わんこぶ部則に反しないこと)。

部活動の例

- 好きなキャラクターはと聞かれた時に「くらわんこ」と答える
- くらわんこが登場するイベントに行き応援する
- くらわんこが餅を食べる時、くらわんこの事を思い出す

など

特定非営利活動法人 枚方文化観光協会

〒573-0032 枚方市岡東町19-1 枚方市駅市民サービスセンター内

☎ 072-804-0033 FAX 072-804-0022

わんこぶ専用メール: kurawankobu@hirakata-kanko.org